

本資料については、3月28日の国家戦略特区諮問会議にて、文部科学大臣より提出し、特段の異論なく、了承されている。

## 「医学部の新設に関する検討」の今後の方向性

国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（抜粋）

平成25年10月18日 日本経済再生本部決定

### 医学部の新設に関する検討

- 医学部の新設については、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討する。

（東北地方における医学部の新設との関係）

- 国家戦略特区における医学部の新設と東北地方における医学部の新設は、それぞれ目的の異なるものであるが、同時に進めた場合には、地域医療や、東北地方の医学部の新設に必要な教員・医師の確保に、影響が及ぶ可能性がある。
- このため、国家戦略特区における医学部の新設については、東北地方における医学部の新設の動向に配慮し、検討を行う。

（国家戦略特区の趣旨と求められる医学部像）

- 一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部等とは次元の異なる、例えば、以下のような点に際立った特徴を有する大学とすることが必要。

例1：医療分野の研究者養成

卒業生の多数が大学・研究機関等において、世界トップレベルの研究者となることを目指す。

例2：海外（新興諸国等）で活躍する医師の養成

卒業生の多数が、日本の医療を国際展開し、新興諸国等の医療の発展に寄与する人材となることを目指す。

（社会保障制度への影響）

- 上記のようなものであれば、既存の医学部等とは次元の異なる革新的な取組となるが、養成された医師が、当初の目的に反して一般の臨床医として勤務するようであれば、長期間にわたり社会保障制度に影響を及ぼす可能性もあり、その場合には、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整することが必要。こうしたことを踏まえ、仮に医学部を新設するとしても1校とし、十分な検証が必要。

（今後の検討事項）

- 上記の人材養成機関としての目的・役割、教育・研究の内容、体制等の在り方、大学としての自律的な運営が可能かどうか等の実現可能性について、地域医療への影響等にも配慮しつつ、関係者の意見も踏まえ、引き続き検討を行う。